

ば合致しているので慰謝料請求は発生しない旨の主張をした。

●被告準備書面（2）（9月30日付）での主張（釈明）

7月31日の口頭弁論期日では、原告が求釈明を行い、さらに裁判所からも、特に原告が任用されていない扱いになっている偶数月についての原告と被告との関係についてどのように説明するのかについて、口頭で釈明を求められた。

これに対して、被告は、準備書面（2）で以下のとおり、釈明した。

①原告の勤務条件は、地方自治法、地方公務員法、条例及び要綱等によるが、具体的には「臨時職員勤務条件明示書兼承諾書」のとおりである。

②それによれば、任用期間は奇数月であり、「もしもそれと異なるもの（偶数月）があるのであれば、その給与の支払請求は、不当利得返還請求ということになる。」

●上記被告釈明の意味

ア 不当利得返還請求とは

不当利得返還とは、契約などの法律上の原因がないにもかかわらず、ある人（A=受益者）が本来利益が帰属すべき者（B=損失者）の損失と対応する形で利益を受けた場合、公平の観点から、本来は帰属すべきだった者（B）に対して、利得を得た者（A）から自身が得た利益（利得）を返還させるという法理のことをいう。BがAに対して有する請求権が不当利得返還請求権である。

この法理を定めた民法703条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのためには人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」と定めている。

同条から、不当利得返還請求権が発生するには、4つの要件が必要とされる。

- ①損失者に損失が生じたこと（損失）
- ②利得者が利益を得たこと（利得）
- ③利得と損失との間に因果関係があること（因果関係）
- ④利得に法律上の原因がないこと

とすると、世田谷区の主張は、以下の2通りに解釈可能である。

イ 仮説1：受益者 世田谷区

世田谷区の主張は、要件のあてはめずら行っているため、理解が困難であるが、受益者A=世田谷

区、損失者B=原告であるとした場合、

- ①原告には労務の提供という損失が発生している
- ②世田谷区は労務の提供を受け利益を得ている
- ③①と②との間には直接の因果関係がある
- ④雇用契約も任用もないで、世田谷区の利得には法律上の原因はない

よって、原告は世田谷区に不当利得返還請求権を有する（賃金の支払請求は不当利得返還請求である）というものであると思われる。

しかし、実際には、当然のことながら、原告が世田谷区に対して偶数月ごとに不当利得返還請求を行ったという事実はなく、給与の支払請求についてこのような構成をすることは不可能である。

ウ 仮説2：受益者 同僚

仮に、世田谷区が偶数月に任用手続をとり、実際には一緒に働いていたCさんを受益者と構成したとする、

偶数月について

- ①原告には労務の提供という損失が発生している
- ②偶数月のCは自己が稼働した以上の給与を受け取り利益を得ている
- ③①と②との間には直接の因果関係がある
- ④原告とCさんとの間には何らの契約関係もない

ので、Cの利得には法律上の原因はない

よって、偶数月の原告はCさんに対して不当利得返還請求ができ、一方、奇数月のCさんは原告に対して不当利得返還請求ができる（賃金相当額の返還請求は不当利得返還請求である）というものであると思われる。

しかし、賃金の支払請求が同僚間で発生するなどという構成は、（法的構成はどうあれ）自らが負うべき賃金支払いの義務を労働者に課すものであつて、そのような主張が「公平の観点」から許されるなどとは到底考えられない。

エ 小括

不当利得返還請求は、契約法理が使えないがそのままの状態を放置することが常識的におかしいだろうという場合に持ち出されるもので、世田谷区の主張は「契約がない、任用もない」という状態だから、不当利得と言うしかない」という苦し紛れのものと言うほかない。世田谷区は不当な雇用形態をとっていたことを率直に認め、原告に謝罪するなど、真摯に対応すべきである。

原告は10月28日、世田谷区に対して釈明すべき点を指摘する準備書面を提出した。世田谷区は今度こそこれにまともに応えよ。

市民が読んだ（国公労連）『非正規公務員を差別しないで』

中野 昌子

「公務員」が、「まさか」の非正規として働いている。市役所、学童保育所、保育園、学校、図書館の仕事を子育て仲間が非正規で詰け負っている。学校の先生に子どものことを相談したら、次の年にはいなくなり、臨時職員だったことを知る。気がつけば、いつのまにか、安定した公的サービスを期待している私たち市民の期待とはかけ離れた、不安定な雇用を日本中の行政がおこなっている。

それを「まさか」と思うのは、おかしいのだろうか。公務員は、研修をうけ、正当な報酬を得て、市民の生活を支える仕事をする。それは、幻想なのだろうか。税収が不足しているので、正規職員分の給料は払えないから、必要な時だけ働いてもらう非正規職員で、行政仕事をまわす？ 今後、人口は減少するので、正規職員は少しずつ減らしていく？ それで行政の仕事が成り立つのだろうか？ 行政の仕事は、それほど、この社会では軽いものだったろうか？

日本の労働者のほぼ4割が非正規で働くようになっているという報道はされていた。でも、アルバイトやパートという労働形態は昔からあったし、と、軽く捉えていた市民は、とくに中高年に多いと思う。子育てが終わりかけた母親が家計の足しにパートでていた、大学生が余暇に使うお金をかせぐためにアルバイトをしていた。その時代を経てきた中高年世代には、今の非正規労働の実態は、わかりづらい。

しかし、自分のまわりでも、知人が雇い止めになったり、親戚が中年をすぎても非正規雇用だったり、5年勤めれば正社員になれるという法改正がされても反故にされるのが自分の友人だったり、自分の子どもも非正規しか職がなかったりすることで、多くの市民も気付き始めた。組合や報道、研究者の地道な活動が後押しをして、現代の非正規雇用は、それが主たる仕事であり、生活の糧として従事しているのに、「低賃金」「期限付き採用」「社会保障なし」という差別的な働き方だということが、一般に認知された。非正規という働き方が広がり続け、社会の基礎を蝕んでいる。

そして、次にやってきた驚きは、その非正規という働き方が、民間のことだと思っていたら、「まさか」の行政の職場でも「あたりまえ」になっていたことなのだ。

11月6日放送のNHKクローズアップ現代でも、「官製ワーキングプア」「会計年度採用職員」の言葉がならび、非正規「公務員」の実態がとりあげられた。DV被害にかかる婦人相談員、クラス担任で部活動指導も忙しい教員、災害時に住民の緊急事態に対応する行政職員。彼らの仕事が住民の生活の根本に

かかわる大切な仕事であるのに、報酬は低く、社会保障もなく、期限つきの採用であり、不当な扱いをうける彼ら彼女の苦しみは増すばかりであることを報道した。

9月に国公労連が発行した「非正規公務員を差別しないで！」は、ハローワークで働く、国の非常勤職員をとりあげている。地方公務員だけでなく、国家公務員も約4人に1人が非正規雇用であり、失業者の相談にのる職員本人が、失業の可能性をもつ1年契約の細切れ雇用という実態を具体的に伝えている。専門性を要求され、自費でキャリアカウンセラーの資格をとっても、雇用の更新はなく、3年ごとに公募に応募しなければならない。国は同一労働同一賃金を民間に求めながら、国の職場では、手当、休暇は均衡待遇にならない。とくに、私が友人たちから聞くのは、給与が日当制のため、祝日が多い月は、極端に賃金が減ることの苦しさだ。生活がまったく安定しない。

私のような市民が、この公務員の非正規差別にたいして、できることはなんのだろう。自分の住む市の役所に非正規職員の人数を問い合わせた。正規職員が367名、非正規職員は248名のことだ。数字を聞いただけでも、非正規の多さに驚く。市民はこの数字、ほとんど知らないと思う。これは総務省が依頼した調査に市が平成29年9月に回答した数字である。

会計年度任用職員制度を施行するにあたり、人数と勤務時間を調査したようだが、この新しい制度で現状がよくなるとは思えない。年度末手当を制度化するとあるが、そのための財源は不安定なままだ。この制度のために、減らされる非正規雇用もでてくるだろう。

「非正規雇用」を前提とした制度ではなく、行政に必要な労働者は正規として雇用してもらいたい。働く人が安定して仕事ができる制度を、まず、「公」から確立してもらいたい。働く人の人権を守る制度を行政に示してもらいたい。他人ごとにはできないと強く思う。私たち市民の生活の基礎をささえ、「公」の仕事が崩れていくのを、だまって見ているわけにはいかない。

<ネットで検索できます>

◎『非正規公務員を差別しないで』

～国公労連ホームページ <http://kokkororen.com/>

◎NHK・Web特集「非正規公務員の声に向き合ってほしい」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191106/k1001>

2165911000.htm

この働き方おかしくない？～雇用によらない働き方を考える～

ASU-NET副理事長 川西 玲子

第30回働き方ASU-NETのつどいが10月30日エルおおさかで開催されました。あまり一般的でないテーマにも関わらず、労働者・学者・弁護士・当事者等72名が参加し、実態を共通認識にし、遅れている日本の状況の中で、私たちが取り組む課題について熱心な議論がされました。

NPO法人働き方ASU-NETは大阪では数少ない労働NPOです。結成から13年、労働相談、働き方に関わる情報発信、テーマによるゼミ、つどい（情勢に遅れない学習会）、講師の派遣などに取り組む市民運動です。

今回の「雇用によらない働き方を考える」集いは、雇用でなく、委託、請負などの契約での無権利、言いなりにならざるを得ない弱い立場の働き方を考えてみようを開催しました。企業や団体などに所属せず、発注元と個人的に契約を交わして働き、報酬を受ける働き方です。個人請負・委託、一人親方、フリーランスなど以前からの形式だけでなく、最近ではインターネットを通じて契約し情報を受けて働く、欧米発の「ギグ・ワーカー」と呼ばれる働き方が日本でも広がってきました。

労働基準法、労働組合法など労働法の適用を受けず、社会保険加入もなく、労働者に保障された権利はほとんど行使できません。毎日、長時間働いても過酷な仕事に見合う報酬を受けられません。仕事に関連して負傷したり、病気になっても労災補償や傷病手当金なども受けられません。最低報酬や解雇制限など発注者に対する規制がないので、仕事を一方的に打ち切られても争うことが難しく、仕事を失っても失業給付がありません。

今回の集いでの、ASU-NETの労働相談から、労働組合を結成して雇用化を求めて立ち上がったヤマハ英語講師ユニオンの報告は感動的でした。働き方の実態は「労働者」でありながら「委任契約」とされ、社会保険なし、労基法適用なし、不払い労働、最賃ぎりぎりの低賃金にたまらず「私たちは労働者！」と大阪から声を上げた14名が今では全国各地に組合員が増え続け、7回の団体交渉で追い込んでいます。必ず「労働契約」に変更させると熱い決意を報告しました。

また、朝日放送ABCラジオの制作スタッフ5人が解雇され、労働組合を結成し解雇撤回を求めて、府労委に団交拒否の救済を求めて闘っている報告は力強く、2つの事例は弱い立場にあきらめてしまわないで、労働組合を結成して立ち上ることで解決の道筋が見えてきた明るい報告でした。

基調講演のジャーナリストの北健一さんからは、保険外交員、ウーバー・イーツ労働者など多様な職種の事例が取り上げられ、それぞれの深刻な問題点、とく

に不安定な地位のためにハラスメントや不当な扱いを受けやすいことが指摘され、雇用によらない働き方の現状と課題が明らかにされました。

政府は、経産省主導で「雇用によらない働き方」と呼んで、このような働き方を「成長戦略」に積極的に位置づけようとしています。

IL0は、2018年の労働統計専門家会議で、新たな状況を踏まえて「雇用によらない働き方」についても、より詳細に対象を分類して調査することを加盟各国に求めています。

ところが、日本の従来の労働統計は「就業者」の中で、「雇用者（労働者）」と「自営業者」に大きく2つに分類するだけで、その中間的な「雇用によらない働き方」の就業者の人数や実態が明確ではありません。内閣府は今年、フリーランス調査をしましたが、その規模を就業者全体（約6,600万人）の5%程度に当たる約300万人と推計しているだけです。何よりも、対象となる労働者の人数や実態を正確に把握することが必要です。

世界では「雇用によらない働き方」について、働く人の権利を保障する新たな法規制の動きが強まっています。例えば、アメリカでは、従業員を独立請負事業者とすることは、低賃金で失業給付を受けられない労働者を増やす一方、企業による税金と社会保険料の負担逃れを許して社会的給付への公的財政負担を増やすことが問題になりました。そして、これを規制しようとする動きが州単位で広がり、最近ではカリフォルニア州が企業に3つの要件を満たしたときにだけ請負事業者とできる法律が可決され、来年1月から施行されます。

これまで請負や委託形式で働く労働者が、労基法、労災保険法、労組法など、労働法適用を求めて企業や政府を相手とする運動や裁判が展開されてきました。団交をめぐっては、最高裁が企業側の団交応諾義務を認める判決を下しています。そして、労働組合が関連した事件を取り上げる例が増えており、最近、ウーバー・イーツでは労働組合が結成され、企業側との団交を求めていました。

この集いではアピールが採択、次のことを確認しました。

- (1) 政府は、「雇用によらない働き方」について、拙速な結論を避け、慎重に議論を進めること
- (2) 対象となる労働者の人数や実態を、IL0基準に基づいて正確に把握すること
- (3) アメリカや欧州で進展している新たな法規制の動向を踏まえ、働く労働者を実効的に保護する規制を実現すること
- (4) 何よりも、働く人の要望や主張を反映した、民主

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

本レポートの受け取り方見直しのアンケート調査

前号で「研究会レポート」のお届け方法に関するアンケート用紙を同封しました。内容は、これまで通り紙で印刷したレポートをお送りするか、データでメール送信するか（メルマガ方式）の選択のご意向についてお伺いするというものです。

その理由をもう一度説明します。ひとつは、バックナンバー保管方法としてデータの方がいいという方からの要望、もうひとつは郵送コストの低減化です。いま発送は宅配業者の割引きを利用してますが、それでもかなりな額となり、当会の収支悪化に直結しています。そこで、郵送部数を減らすことも理由となっています。

ご多忙のなか、20人ほどの会員の方がたから、データ受取りのご希望をいただきました。それをふまえ、次回理事会で検討を進めることにします。結論までいましばらくかかりますが、結果につきましては改めて報告させていただきます。

集会、イベント、映画、出版のご案内

◎日韓労働政策シンポ

- ◆12月14日(土)9:30~18:00
- ◆龍谷大学和顔(わけん)館
- ・9:40~12:10 第1セッション 日韓「働き方改革」の実態と問題点～横田伸子(関学大学教授)、上西充子(法大教授)、熊沢誠(甲南大名誉教授)、イ・ビョンファン(韓国中央大学教授)、キム・ジョンジン(韓国労働社会研究所副所長)
- ・13:00~14:30 第2セッション 公共部門の労働問題～上林陽治(地方自治総合研究所研究員)、チョン・フンジュン(韓国労働研究院研究委員)、安周永(龍谷大学准教授)
- ・14:40~16:10 第3セッション 企業別労働組合を超えて～伊藤大一(大経大教授)、但馬けい子(福祉・介護・医療労働者組合書記長)、ナ・ジヒョン(全国女性労働組合委員長)、チョ・ソンジュ(前ソウル市労働協力官)

<編集後記>

9月22日に「女性」から考える～というシンポを開催しましたが、240名の方にご参加いただきました。内容もたいへん充実、新たに関心を持たれる方も増えました。現在、シンポ実行委の皆さんがあとめ作業をしていますので、近々報告出来ると思います。

11月6日夜、NHK「クローズアップ現代+」で「揺れる“非正規公務員”～急増する背景に何が？～」

・16:20~17:50 第4セッション 労働法制から見た労働時間問題～和田肇(名大名誉教授)、キム・クンジュ(韓国労働研究院研究委員)、中村和雄(京都弁護士会、弁護士)

◎レイバーフェスタ2019

- ◆12月21日(土)10:15~16:50 ◆交通ビル6階(田町駅下車) ◆予約1,500円、当日1,700円
- 10:15ドキュメンタリー「東京干渴」、13:00音楽「世界の闘いの歌」、14:00寸劇「メトロコマース版・女三人吉三」、14:15映画・トーク「関西生コン」など、15:20「3分ビデオ」

◎映画「家族を想うとき」(監督:ケン・ローチ)

本号15頁の労働契約でない働き方そのもの「宅配便」配達個人事業主の夫、介護ヘルパーの妻が主役のイギリスの貧困と向き合う新作が、12月13日から「新宿武蔵野館」など各地で上映されます。

◎市民民主主義のキャンドルを日本に～写真・記録集『キャンドル革命』日本版

独立運動から100年かけて韓国で市民民主主義が実現するまでには、100万人規模の大衆闘争が繰り返されてきたものの、政権交代と政策転換はなかなか実現しませんでした。キャンドル革命は、そうした過去の教訓を生かし、政権交替と政策転換を実現させた初めての「市民革命」です。

この写真集では、その軌跡を丹念にたどっています。写真が素晴らしいうえに、特筆すべきは、時系列順に章立てされ、その解説が非暴力無血市民革命の真髄を詳細に描いています。大財閥中心経済から人びとの命と暮らしを守る社会的連帯経済への転換や、人権尊重を基本とした政策を進めるためのいわば哲学が、本書の随所で述べられています。

《クラウドファンディング概要》期間: 2019年11月11日(月)～12月27日(金) ■目標金額: 60万円

■https://motion-gallery.net/projects/candle_revolution/

が放送された。しかし、制作意図が不十分で、私たちがかなり協力したが、その取り上げ方に疑問符がつくもので、残念に思いました。一方、継続取材している若手記者のWeb特集はきちんとしたシリーズになっています。対比していただけるとその違いが分かります。

<お詫び>大阪集会での箕面市長報告の原稿が間に合わず、次号掲載にしました。 (白石孝)

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2019年11月・第29号

発行: 特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号 (JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話: 090-2302-4908 / FAX: 042(474)9520 / 電話: 03(5269)0943

Eメールアドレス: kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス: <http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。